

## IV 岡山大学大学院教育学研究科規程

平成16年4月1日  
岡大院教規程第1号

改正 平成17年3月18日規程第1号  
平成18年3月16日規程第1号  
平成19年2月22日規程第1号  
平成20年3月11日規程第1号  
平成20年9月25日規程第3号  
平成21年2月25日規程第1号  
平成21年3月12日規程第2号  
平成22年2月24日規程第2号  
平成23年2月24日規程第2号  
平成24年3月13日規程第1号  
平成26年1月23日規程第1号  
平成27年2月20日規程第1号  
平成28年2月19日規程第1号  
平成29年3月 7日規程第1号  
平成29年7月27日規程第2号  
平成30年2月28日規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号）に基づき、岡山大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 研究科の専門職学位課程は、学校教育に関する理論と実践を教授研究し、教育現場の課題について、理論との架橋・往還・融合を通して高度にマネジメントし遂行できる総合的・実践的な力量（高度教育実践力）を備えた高度専門職業人としての教員を養成することを目的とする。

2 研究科の修士課程は、教育に関する様々な事象を教育科学として開拓的に広く捉え、そこに見出される課題を実証的・体系的に教授研究し、教育科学の発展に資するとともに、豊かな学識と高度な課題解決能力を備えた人材を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の教職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 研究科は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(副研究科長)

第4条の2 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会)